

☎総和庁舎 Tel.92-3111
📍古河庁舎 Tel.22-5111
📍三和庁舎 Tel.76-1511
🏥健康の駅 各課直通電話番号
🏠古河福祉の森会館 Tel.48-6881～3

市役所から

各施設の臨時休館・稼働停止

■自動交付機(4カ所)

日時 5月10日(金)、6月7日(金)
17時15分～20時

☎市民総合窓口課

■古河福祉の森会館

期日 5月11日(土)・12日(日)
☎健康づくり課

防災行政無線の試験放送

日時 5月15日(水)11時ごろ

内容 Jアラート(全国瞬時警報システム)と連携した試験放送

☎消防防災課

マイナンバーカード交付のため休日開庁します

交付通知書に記載された書類を持参してください。指定場所以外で交付希望の場合は、事前にご連絡ください。

日時 6月9日(日)8時30分～12時

場所 ④市民総合窓口室
⑤市民総合窓口室

■退職(失業)時の特例免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請の上、認められれば保険料の納付を免除される制度があります。この免除申請には所得制限があり、申請者と配偶者、世帯主の前年の所得が審査の対象となります。免除申請する年度に退職(失業)した場合は「特例免除」といい、退職した本人の所得を除外して審査が行われます。申請には、失業していることを確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票等)が必要です。

☎国保年金課

下館年金事務所
Tel.0296・25・0829

日本脳炎定期予防接種

平成17年5月～平成22年3月までの接種勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃した人を対象に、公費負担で予防接種の積極的勧奨をしています。

対象 次の①②いずれかを満たす人

①平成19年4月1日以前に生まれた人で20歳未満の人

軽自動車税を

口座振替で納付される人へ

軽自動車税を口座振替で納税した人で、継続検査(車検のある車両)については、納税証明書を6月中旬に郵送します。6月上旬に車検の更新がある場合は、前年度の納税証明書で5月30日(木)までに車検を受けてください。

納期限から納税証明書が郵送されるまでの間に車検を受ける場合は、振替部分が記載された通帳を提示して窓口で継続検査用の納税証明書の交付(無料)を受けてください。

※口座振替日は5月31日(金)です。

☎市民税課

国民健康保険税の納付方法のご確認を

国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に発送します。納付方法の変更を希望する場合は6月中旬に手続きをしてください。手続きの時期により、希望する納付方法が納税通知書に記載されない場合がありますので、早めに手続きを

してください。

場所 市役所各庁舎、市内金融機関

●現金納付→口座振替

口座振替依頼書を提出

●振替方法の変更(全納→期別、期別→全納)・金融機関の変更

再度、口座振替依頼書を提出

●口座振替→現金納付

口座振替廃止届を提出

☎収納課

国保人間ドック(二次募集)受け付け

対象 次の①～③全てを満たす人
①申込時に国民健康保険被保険者であること
②保険税に未納がないこと
③昭和25年4月1日～昭和55年3月31日生まれの人

※特定健康診査・がん検診との重複受診はできません。

定員 700人(先着)

助成額 2万3千円

受診可能医療機関 太田内科・糖尿病内科医院、友愛記念病院、古河赤十字病院、茨城西南医療センター病院、よしたけ内科・消化器

☎健康づくり課
Tel.48・6882

乳がん(医療機関)検診

二次募集

場所・定員 古河赤十字病院…650人、友愛記念病院…1400人、茨城西南医療センター病院…600人

対象 市内在住の平成2年3月31日以前生まれの女性(多数抽選)

費用 2千円(70歳以上、生活保護を受けている人は無料)

内容 超音波検診、またはマンモグラフィ

申込期間 5月15日(水)～27日(月)

申込 郵送または電子申請で申し込み

【郵送】封書、はがきに「乳がん検診申し込み」と明記の上、①住

所②氏名③生年月日④電話番号⑤ペースメーカーまたはチューブを入れているかの有無⑥希望の医療機関を記入の上、☎健康づくり課へ申し込み「消印有効」

【電子申請】市ホームページまたはQRコードから申し込み

注意事項
・電話での申し込みはできません。
・医療機関への直接申し込みはできません。
・検診日は病院から通知します。

☎健康づくり課
Tel.48・6882

医療福祉費(重度心身障害者マル福)制度の改正

4月1日から、重度心身障害者マル福の認定要件に、精神障害者保健福祉手帳の1級保持者が新たに加わりました。3月1日時点で対象となる人には、4月に個別通知を送付しました。

受給要件

①精神障害者保健福祉手帳の1級と認定された人

②本人または扶養義務者の平成29年中の所得が県で定める所得制限額未満であること

退職(失業)時の国民年金の手続き

■配偶者の退職(失業)により国民年金第3号被保険者の資格を失ったとき
サラリーマン(厚生年金・共済組合の加入者)の被扶養配偶者は、「第3号被保険者」として国民年金に加入していますが、配偶者が退職(失業)して失職すると夫婦共に市役所で国民年金の「第1号被保険者」になるための手続きを行います。ただし、第1号被保険者は、原則20歳以上60歳未満の人に限られます。

※65歳以上の人は、①②に加え後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

申込 6月28日(金)までに健康保険証、精神障害者保健福祉手帳、認め印を持参の上、申し込み

※平成30年1月1日時点で本人もしくは扶養義務者の住所が古河市にない場合は、所得(課税)証明書または非課税証明書が必要になります。

☎国保年金課

工業統計調査
工業統計調査を6月1日現在で行います。調査をお願いする製造事業所には、5月～6月にかけて統計調査員が伺います。なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密は厳守されます。

実施主体 総務省・経済産業省・茨城県・古河市

☎情報統計課